

一般廃棄物処理基本計画の改定について

この計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（「廃棄物処理法」）第6条第1項の規定により、市域内の一般廃棄物の処理について定めるものであり、「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき令和8年を次期改定年とする令和13年までの10年間の計画とします。

なお、改定に当たっては、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年）」や「第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年）」等の循環型社会の構築に向けた関係法令や「食品ロス削減推進法（令和元年）」との連携、SDGsの視点を十分に踏まえ、本市の一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。

改定の概要

《計画期間》 令和4年～令和13年までの10年間

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

「ごみ処理基本計画策定指針」

（6）一般廃棄物処理計画策定の時期

- ①基本計画 一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。
- ②実施計画 一般廃棄物処理実施計画は、毎年度末までに、次年度に関するごみ及び生活排水の処理について策定する必要がある。

《スケジュール》

日付	内容
8月	推進委員会（前計画の進捗状況・基本理念・基本方針の検討）
9月	推進委員会（個別施策の検討）
12月中旬	パブリックコメント（1か月）
2月中旬	推進委員会（行動計画進捗状況）
2月下旬	基本計画策定・公表

《令和2年度実施業務》

1. 市民アンケート調査

令和2年11月6日 アンケート郵送数：3,000件（回答数：1,745件）

2. 事業者ヒアリング

令和3年2月2日 実施事業者数：21件

3. 国内の動向及び他市事例調査

『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』

令和3年3月 閣議決定

『使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン』

令和2年3月 環境省

『食品ロスの削減の推進に関する法律』

令和元年10月 消費者庁

<他市状況>

- ・戸別収集

調査を実施した自治体の多くは、ごみ処理の有料化を併用し、従来の集積所を資源物等の回収に利用していることがわかった。

- ・プラスチック類の資源化

千葉県内の容器包装プラスチック分別収集実施率：66.7%

- ・紙おむつの資源化

使用済紙おむつを資源化している自治体は、人口規模が小さく、高齢化率が高い地域であった。また、事業系紙おむつを資源化している自治体においては、資源化費用の一部を自治体が負担する現状を課題と捉えていることがわかった。

4. ごみ処理システム（施策）の検討

特定テーマ①『家庭系可燃ごみの戸別収集』

<条件> 可燃ごみのみを週2回、市職員及び委託業者の収集。市内全域で実施。

特定テーマ②『容器包装プラスチックの分別収集と処理』

<条件> 北部清掃工場敷地内に中間処理（圧縮梱包）施設を建設。

特定テーマ③『使用済み紙おむつの分別収集と処理』

<条件> 北部清掃工場敷地内に資源化施設を建設し、市内の事業者から排出される紙おむつを全量（2,875t）、委託業者が収集する。

《食品ロス削減推進計画について》

令和3年3月に千葉県は『第10次千葉県廃棄物処理計画』を策定、この中に食品ロス削減推進計画を盛り込み、『千葉県食品ロス削減推進計画』として位置づけました。本市においても千葉県に準じ、船橋市一般廃棄物処理基本計画との整合性を図り、当該計画の中に船橋市食品ロス削減推進計画を包含します。